



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社  
代 表 者 名 代表取締役会長・CEO 三枝 匡  
(コード番号:9962 東証第一部)  
責任者役職名 経営総務室 広報・IR 担当  
ジェネラルマネジャー 岡本 保  
(TEL:03-3647-7037)

## ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、取締役の報酬等として発行するストック・オプションである新株予約権について、下記のとおり、平成 21 年 6 月 18 日開催予定の当社第 47 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 付議する理由

当社の取締役の報酬等については、平成 18 年 6 月 23 日開催の第 44 回定時株主総会において、新株予約権(ストック・オプション)を報酬として年額 2 億 1 千万以内の範囲で付与することをご承認いただいております。

そこで、当社の株価と当社取締役が受ける利益とを連動させることにより当社取締役の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるインセンティブとしての効果等を総合的に勘案し、第 48 期事業年度(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)においても、すでにご承認いただいている上記年額 2 億 1 千万円以内の範囲で、下記新株予約権の要領に定める新株予約権を付与することにつき付議するものであります。

#### <新株予約権の要領>

##### (1)新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

###### ①新株予約権の総数

4,860 個(うち社外取締役 30 個)を第 48 期事業年度(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)における上限とする。

###### ②目的となる株式の種類および数

当社普通株式 486,000 株(うち社外取締役 3,000 株)を第 48 期事業年度(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)における上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は 100 株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合その他付与株式数を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額は、次により決定される 1 株当たりの価額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値(当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その他行使価額の調整をすることが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(3)新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の属する月の翌月 1 日から 7 年を経過する日までの範囲内で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(4)新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記(3)の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の 2 年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

② 上記①以外の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(5)その他の内容

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(注) 上記の内容については、平成21年6月18日開催予定の当社第47回定時株主総会において「取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上